

瀬戸内海再生「住民の責務」

イカナゴ漁獲回復目指せ

兵庫県は、魚介の栄養素となる窒素などの「栄養塩」を県内の瀬戸内海で回復させるための条例改正案に、「豊かで美しい瀬戸内海」の再生に努めることを、県民や事業者の責務として盛り込む方針を決めた。県によると、法令で海の再生を住民らの責務と定めるのは全国初。条例改正案は、工場や生活排水に含まれる窒素などを減らし過ぎず一定に保ち、「きれいな過剰な

兵庫県 条例明記へ

海から豊かな海への大転換を図る内容となるため、県民にも広く理解と協力を求める形だ。県は、条例改正案を24日開会の定例県議会に提出する。かつて瀬戸内海では、家庭や工場の排水などで窒素やリンが過剰となり、プランクトンが大量発生する赤潮が頻発。国や県が法令で排水規制を強化し、水質は大きく改善した。その半面、魚介の栄養

源となる栄養塩が過度に減り、ノリの色落ちやイカナゴなどの漁獲減を招いているとされる。条例改正案では、人と自然の調和、景観や生態系が維持された瀬戸内海の再生に向けた理念を明示。県が再生への施策を進めるとともに、工場や農林漁業者、住民も理念を深く理解し、事業や生活、地域活動を通じて「豊かで美しい瀬戸内海の再生に努めなければならぬ」と定める。下限を設けるのは全国初。県は国が定める上限と、独自に決めた下限の間で適切な水質管理を続けていく。

窒素やリンの具体的な濃度については、条例と別に、県が今年にも下限基準となる「水質目標値」として、「海水1リットル中に窒素0.2ミリグラム以上、リン0.02ミリグラム以上」と告示する方針。濃度の上限は、水質悪化を防ぐために環境基本法が定める「環境基準値」があるが、下限を設けるのは全国初。県は国が定める上限と、独自に決めた下限の間で適切な水質管理を続けていく。

(山路 進)

瀬戸内海

処理場排水基準、一部撤廃へ

県修正案、部会で大筋了承

兵庫県環境審議会水環境部会が25日、神戸市内で開かれ、瀬戸内海で魚介の栄養源となる窒素濃度を回復させようと、下水処理場からの排水の生物化学的酸素要求量(BOD)の水質基準のあり方を議論した。県は前回会合で、海に直接放流する処理場の基準を撤廃するとして案を修正し、放流先を問わず、各処理場の状況に応じ知事の指示により基準を撤廃する案を示し、大筋で了承された。

(山路 進)

県は、一部処理場で排水の窒素濃度を高める「季節別運転」を実施。ただ、BOD値も上昇し、水質汚濁防止法で基準を上回ると罰則があるため、十分な運転ができないこともあった。

今回の修正案では、施設の場所や放流先は問わず、水質基準が季節別運転の支障となる恐れがあれば、知

る印象がある」との指摘が出ている。

県は今後、部会報告案として示し、10月に意見を公募。11月にも報告をまとめ、

事が同基準を適用しない処理場と定めることができるとした。

県は前回会合で、同基準を撤廃する処理場について、放流先が海の場合は全て、河川でも河口周辺にあり季節別運転が可能な場合は対象にする案を提示。しかし、委員から「海水の環境基準を上回る水域が複数残る」大阪湾沿岸からみると(水質規制が)後退す

同審議会が井戸敏三知事に答申する。県議会12月定例会に下水処理場排水の水質基準を一部撤廃する条例修正案を提出する方針。



排水の水質基準の一部撤廃案を大筋で承認した兵庫県環境審議会水環境部会。神戸市中央区中山手通4

ひょうご総合